

## iPS 細胞研究の共犯可能性——日本の生命倫理政策に対する懸念——

盛永審一郎

最新の生命倫理の状況を知るための検索語の一つは、万能細胞研究である。この概念をめぐり、現在、世界中で議会や委員会等を通して議論が活発になされている。それはこの研究が一方ではパーキンソン病をはじめとする神経難病の治療法の開発や不妊治療と結びつくと期待されているからである。「胚性幹細胞研究は移植可能な組織や悪化しやすい病気の治療にとって効果的な薬を約束する。受精のメカニズムへの研究は安全でもっと効果的な不妊治療や避妊具へと導くことができるだろう」<sup>1</sup>。さらに将来的には万能細胞から臓器を作り出すことも視野に入れられている。しかし他方、この研究は卵子や受精卵を壊さざるを得ない。それ故に、難病の治療法の開発のための研究の自由が、人間の尊厳や人間の権利と衝突せざるをえないことになる。

## I) 経緯

万能細胞研究には、大きく分けて、ES(胚性幹細胞)研究と AS(成人幹細胞)研究の二つの道がある。前者は、卵子や受精卵を壊すことを伴うが、後者はそれを必要としない。しかし、後者は大量に取り出すことはできず、研究は前者に比べて 40 年遅れるとこれまで考えられていた。日本では、受精卵からの ES 細胞の樹立および研究については 2001 年に文部科学省での審査など厳しい条件をつけて認める指針が作成された。しかしこの場合でも「人の生命の萌芽」である受精卵を壊すことと、たとえ臓器が作成されても、他人の臓器なので、免疫抑制剤を飲み続けなければならないなどの問題が指摘された。そこで、2004 年に総合科学技術会議の生命倫理専門調査会で異例の多数決でクローン胚作成容認の方向に道が切り開かれた。これだと本人の臓器を作成することが可能だからだ。しかも女性から卵子の提供を受けるという gender 問題は残るものの、胚の滅失という倫理問題はクリアできる (ethics-free) からだ。他方、国連では 2005 年にすべてのクローン胚の作成を全面禁止する『宣言 (Declaration on Human Cloning, United Nations, General Assembly)』が採択されている。また Unesco では同年 10 月『生命倫理宣言 (Universal Declaration on Bioethics and Human Rights)』が採択され、「人間の尊厳」が「研究の自由」に上回るとされた。したがって、クローン胚研究許容の法案化は進まなかった。

ところが、2007 年 11 月、日本とアメリカで iPS(人工多能性)幹細胞の作成に成功した。これは体細胞に万能性を引き起こすいくつかの遺伝子を組み込むことで、初期化(再プログラミング)して多能性細胞を樹立するものである。この iPS 細胞は、容易に入取可能な患者の体細胞から生産され、しかも免疫学上適合するという利点を持っている。そのうえ、卵子や受精卵を壊す必

<sup>1</sup> Mark T. Brown, *The Potential of the Human Embryo*, in: *J. of medicine and Philosophy*, vol.32, No.6, November-December 2007, p615.

要がない点で、倫理的問題をクリアーしている。まさに胚を見たとき「卵細胞と娘たちは少しも変わらない」<sup>2</sup>と悟り、胚を破壊しない手法の研究を開発した山中教授はローマ教皇長からも絶賛されたのである。日本政府もこの研究に30億をつぎ込む決定を異例の早さで決めた。

この研究の成功は世界の研究状況を刺激した。2008年1月17日、唯一法律でクローン胚の作成を認めている(2001)イギリス——しかし未だ成功していない——では、除核した牛の卵子に人間の体細胞の核を組み込むハイブリッド胚の作成研究が許可されたりした。これなら人の卵子や胚を用いなくて、大量にES細胞を取り出すことが可能だからだ。一方自国の中でのES細胞作成を「胚保護法」(1990)で禁止しているドイツでは、2008年4月に、これまでES細胞の輸入を認めていた期限、2002年1月1日を2007年5月1日までに作成されたものに延長した。

それだけではない。ヒト胚を滅失させて作成するES細胞と異なり、embryo-freeな、(それゆえにethics-freeな)、多能性幹細胞を、しかも女性からの卵子の提供を必要とするクローン細胞と異なり、gender-neutralなiPS細胞の作成は、逆に、ES細胞の研究に門戸を開くという反作用をもっていたのである。これまでアメリカは、連邦の法的規制こそないが、ES細胞は受精卵を壊して作るという倫理上の問題があるため、2001年、既存のES細胞株に限って連邦政府の研究資金支出を認めることを決定し、科学アカデミーが05年に研究指針を策定していた。ところが、科学アカデミーが2008年9月6日までに、ヒトの受精卵(胚)から作るES細胞の研究指針を改訂した(Amendments to the National Academies' Guidelines for Human Embryonic Stem Cell Research)。その内容は、iPS細胞のほか、神経幹細胞など成人の体性幹細胞も指針の対象に加えた上で、当面の措置として、ヒトiPS細胞をヒトの胚盤胞や霊長類の胚に導入する研究を禁止する一方、また、ヒトiPS細胞を精子や卵子に分化させる研究は、大学や研究機関の監視委員会の審査を受けることを求めた上で解禁するというものだった。

さらに、2009年、オバマ大統領が、ES細胞研究を「健全な科学」として容認するという方針転換をした。(朝日新聞社説(3/13)が追随)。そして2009年4月17日、米国NIHはES細胞研究の新ガイドラインを示し、不妊治療の余剰受精卵を使用した研究に対して研究助成を行う方針を示した<sup>3</sup>。

このような世界の状況の中で、日本政府は、2009年にiPS細胞研究を進めるためにさらに60億円という支援を決めた。それは「難病で苦しむ人のために治療法の開発を」という慈悲原則がこの研究を後押ししているからだ。しかしそれだけではない。この技術の開発で日本が世界を制し、パテントをとり、経済的な利益と結びつけようという戦略も見え隠れしている。だから「研究のすべてをオールジャパンで」とか、「日本はアメリカに1勝△敗である」などという排他的な言葉も登場したりした。まるでスポーツで1等を競うかのように科学研究が競われている。結局、純粋な学問的関心や病気の人に対する配慮だけではなくて、経済的な利害と研究者の個人的な栄達という不純な動機が絡み合っただけで研究が進められている。2005年に起こった韓国のファン教

<sup>2</sup> New York Times, December 11, 2007.

<sup>3</sup> National Institutes of Health Guidelines on Human Stem Cell Research, 2009.

授のヒトクローン胚の捏造事件と、その際の金銭による卵子の提供問題がその典型的な事例だろう。

さらに、2009年1月26日、文部科学省・厚生労働省合同専門委員会はヒト個体としての発育の開始について、受精後原始線条の形成までは、胚はまだ**多分化性**を有しているゆえに、ヒト個体としての発育を開始していないと結論づけた。また同年8月には、文部科学省の審査を機関内倫理委員会審査事項にするなど、ES指針の規制を緩和した。これに従い、国立成育医療研究センターは、京都大学に続いてES細胞を3株作成することに成功し、11月5日に文部科学省に報告書を提出した。また、同年8月27日に、日本生殖再生医学会は、iPS細胞から精子や卵子を作成する研究を許容する提言をまとめた。同年9月5日に、米科学アカデミーが、iPS細胞から精子・卵子を分化を大学や機関の監視委員会の審査という条件で許容したのを受けて、同年12月19日に、ヒトES細胞等(iPS含む)からの生殖細胞の作成・利用(専門委)は、不妊治療のための胚研究の利用を許容し、さらに2010年5月20日に、難病の治療法の研究という高度な目的と関わらない不妊治療という目的で、しかも生殖細胞の作成を認める指針、「ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」(以下、「ヒトiPS指針」と略す)を策定し、これまでES細胞からの生殖細胞の作成を禁止していた「ヒトES細胞指針」<sup>4</sup>も改定した。その内容は、ヒトの発生、分化及び再生機能の解明、新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発を目的とする基礎的研究で、研究において科学的合理性・必要性を有しているものの生殖細胞の作成を許容するというものであった。ただし、作成された生殖細胞を用いたヒト胚の作成は禁止した。そして同年8月には、様々な細胞に変化できる人間のiPS細胞から精子や卵子などの生殖細胞を作る研究を慶応大学のチームが計画し、同大学の倫理委員会に申請した。そして2010年12月17日に、文部科学大臣と厚生労働大臣の連名で、生殖補助医療の向上に資する研究のうち、ヒト受精胚の作成を行うものについて規定する「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」(2011年4月1日施行)が公表された。

このように、iPS細胞作成の成功とともにES細胞研究は不要となったのではなくて、逆に、ES細胞研究の規制が緩和され、さらにiPS細胞、ES細胞からの生殖細胞の作成が不妊治療の名目で許容される結果となったのである。

## II) iPS細胞研究の倫理的問題

Induced Pluripotent Stem Cells (iPS) は、日本では最初、人工多能性幹細胞と「人工」と帽子が被されて訳されたが、原語にはもちろん「人工」という言葉はない。原語では「導入された」と書いてある。後にES細胞と区別されて「新型万能細胞」と訳されたりもする。また英国では、

---

<sup>4</sup> 正式の名称は、「ヒトES細胞の樹立および分配に関する指針」(平成21年8月21日、平成22年5月20日改訂)と「ヒトES細胞の使用に関する指針」(平成21年8月21日、平成22年5月20日改訂)のこと。元来は「ヒトES細胞の樹立および使用に関する指針」(平成13年9月)の1本だった。

iPS 細胞に代えて、最近では、「幹」が削除されたりして、iPCs (=Induced (pluri) potent cells) が使用されている。

それでは、このような iPS 細胞研究には倫理的問題は全くないのだろうか。embryo-free で gender-neutral な新しい倫理的幹細胞は、「非倫理的な研究実践を終わらせる里程碑、あるいはいずれにせよ倫理的論争を迂回させる」ものとなるのだろうか。Bettina Schöne-Seifert は次のように指摘する。「重大な根本的問い、初期胚の道徳的身分への問いにとって、iPS 細胞の使命はおそらくまったく別である。ここで洞察と首尾一貫性を求めて奮闘する人にとって、迂回の戦略は論争の終わりではありえない」<sup>5</sup>。すでに、2006 年 5 月に出された大統領生命倫理委員会では、「それは倫理的に安全か? (*Is it Ethically Sound?*)?」という問いのもとで、以下のように指摘されていた<sup>6</sup>。「もし体細胞を多能性の幹細胞——胚に由来しないが、胚性幹細胞と機能的に等価のもの(non-embryonic functional equivalents of embryonic stem cells)——に変化させる手法が開発されたなら、倫理的に反対することは何もないように思われる。もちろん、脱分化が(単なる)多能性に留まらず、全能性を持った細胞を生み出すところまで行くなれば——結果的にこれはヒトクローン接合子である——、そのような細胞の道徳的地位は深刻な問題になるだろう。同様に、それを生殖目的あるいは研究目的で用いることが許容できるかどうか、深刻な問題になるだろう。というのは、全能性を持った細胞は、明らかに、単細胞段階の生物であり、上記の手法によって作られたものは多能性幹細胞ではなく胚だと主張する強力な理由があると言えるからである。」(児玉・伊吹訳)

さらに、Hyun は、「ヒト iPS 細胞研究は、新たな倫理的複雑さと古い哲学的問題を引き起こす」として以下の四点を指摘している<sup>7</sup>。

- ① ヒト iPS 細胞研究はヒト ES 細胞の必要性を変えるという結論は誤りであろう。ES 細胞研究の加速へ。
- ② ヒト iPS 細胞の研究は、生物医学研究における IC の手順に対して新しい課題を提起する。
- ③ おそらく iPS 細胞研究者は、皮膚細胞が全能状態へさらに引き戻されるだろう、ということを見出すだろう。
- ④ ヒト iPS 細胞が、もしほんとうに万能性であるならば、ヒト生殖細胞を生み出すことができるはずである。

そして、Hyun は、「想像できない科学的可能性と共に、<すばらしい新世界<sup>8</sup>>の中にやがて

---

<sup>5</sup> Bettina Schoene-Seifert, *Induzierte pluripotente Stammzellen: Ruhe an der Ethikfront?*, Ethik in der Medizin, Springer, Band 21, Heft 4, 2009, S.271-3.

<sup>6</sup> The President's Council on Bioethics: ALTERNATIVE SOURCES OF HUMAN PLURIPOTENT STEM CELLS. A White Paper (May 2006) 参照：児玉聡、伊吹友秀「iPS 細胞の倫理的問題について」(続・生命倫理研究資料集Ⅱ、富山大学、276-9、2009)

<sup>7</sup> Hyun, Insoo, *Stem Cells from Skin Cells: The Ethical Questions* ; Hastings Center Report - Volume 38, Number 1, January-February 2008, pp. 20-22.

<sup>8</sup> Aldous Huxley, BRAVE NEW WORLD, 1932.

はいるだろうと疑う人々がいる。私は、すでにその世界にわれわれはいると思う。そして研究者、患者権利団体、公衆は幸せとそれについて慎重であるべきだ」とする。

### Ⅲ) 共犯可能性

胚を破壊しないことを出発点におき、gender-neutral で、ethics-free とされた iPS 細胞研究は、述べてきたように、それ自体において内在的な倫理的問題（全能細胞の可能性）をもつだけでなく、反作用として胚の破壊を伴う ES 細胞研究を相乗的に高めるという結果を伴っていたのである。日本では山中教授への絶賛が渦巻く中、すでに開発当初からこのことを指摘する冷めた声もあった。山中教授の作成成功を報じるドイツの ZDF のニュースでは、ある研究者が、まだ性能が不明と危惧を述べていた<sup>9</sup>。また、iPS 細胞研究の共犯可能性を危惧する論文がすでにケネディ研究所のジャーナルに投稿されていた<sup>10</sup>。そこでこの論文をもとに、iPS 細胞研究の共犯可能性を、実質的か、許容可能か、非難に値するかという観点で問う。

伝統的道徳的共犯理論は、時間における完全な隔たりはそれ自体において道徳的責任を和らげないということを認めている。道徳的に共犯かどうかは、人が悪をなす事に参加するという道徳的に重要な特徴、(1)首謀者の行為の道徳的評価、(2)協同する行為者の心の状態、(3)協同の予見できる結果に依存している。胚性幹細胞研究は、幹細胞を取り出すために、人である胚を破壊する。したがって胚性幹細胞研究の首謀者は重い道徳的責任を負う。

形式（外形）上の共犯性（formal complicity）は、首謀者がなす悪を言葉や行為において是認する人誰にでも帰せられる。実質上の共犯性（material complicity）は、他の人や行為者がさらに悪をなす事を奨励する仕方で、故意ではないが、予見できる仕方で、行為する人に帰せられる。形式上の共犯性は、明示的か、暗示的かのどちらかである。行為者と同じ意図で行為する人は明示的（explicit）である。その悪が過去に終わった行為である場合、そのプロジェクトに参加することはできない。だからたとえば中国人の犠牲で建設された鉄道を現在利用する人は、この悪に明示的に形式的に共犯であるとはいえない。しかしそれにもかかわらず、もしそのことがその実践の是認の表現と理性的に見られうるならば、暗示的に（implicit）形式的共犯であるといえる。たとえば、過去に意図を持つことはできないし、ワクチンの研究は過去に制限されているので、子供にワクチンを接種した親は、はしかワクチンや水疱瘡ワクチンを作るために、中絶胎児の組織を使用した人の意図を共有することはできない。だから、明示的に形式上共犯ではない。しかしそのことを知りながらワクチン接種を受けることは、歴史的不正を是認することであり、その意味で暗示的に形式上共犯であるといえるだろう。しかし暗示的形式的共犯への懸念が、未来における同じ行為に加担しないために、ワクチンを接種しないという英雄的行為へと義務づけることはない。

---

<sup>9</sup> 2007, 11.ZDF,-Nachrichten

<sup>10</sup> Mark T. Brown, *Moral Complicity in Induced Pluripotent Stem Cell Research*, Kennedy Institute of Ethics Journal Vol. 19, No. 1, 1-22, 2009.

道徳的に悪であると考えられる意図を共有しないし、実践を支持しないかもしれないが、その人の行為が悪をなす事を、財政的援助、情報提供などの助力や奨励することで実質的に支持するならば、**実質上の共犯**である。実質的共犯は責められる場合と責められない場合がある。責められない場合は、協力者の道徳的に善、あるいは中立の行為が他の人の悪の行為と因果的に結びつかない場合である。実質的共犯が、責められるのは、参加者の行為が予見可能な道徳的悪の**直接的 proximate** 原因である場合か、協力者が**間接的 remote** だけれども、予見可能で寄与する原因である場合である。直接的とは、協力する人と悪を為す人との間に因果的導出がある場合で、悪い結果が生じたか否かに関わりなく、他人が悪を為すことへ誘導する人に帰せられる。たとえば、毛皮を売る店員は、確かに動物の毛皮をはぐことに手を貸していないけれども、彼らの商売が、総需要に貢献するので、動物を殺すことに道徳的に共犯である。それに対して、胚性幹細胞を幹細胞バンクから手にする研究者は、研究が総需要を促す故に、胚の破壊に対して**間接的に実質的共犯**であるといえる。

それでは iPS 細胞研究は？ iPS 細胞については、いかに、なぜそれが作用するのかを誰も正確に知らない。まして、再プログラムされた体細胞が機能的に胚性幹細胞に等しいのかどうか誰も知らない。これはある部分、胚性幹細胞の働きについて知らないことに由来する。しかも、iPS 細胞は、細胞の再生治療や薬の発展のための万能幹細胞のための代用物であるけれども、幹細胞研究のための万能細胞の源のための代用物ではない。誘導された万能性とは、ある観点で、自然における万能細胞を模倣する**人工的**万能細胞である。

だからヒト iPS 細胞研究はヒト ES 細胞研究と共に進まなければならないのである。「ヒト ES 細胞研究を継続することは、ヒト iPS 細胞の理解と分析のために必要である。これらの二つの種類の幹細胞が生物学的臨床的に重要な仕方で異なっているのかどうか決定するために、ヒト iPS 細胞の安全性と有効性を調べるために、ES 細胞研究はコントロールとして必要である」<sup>11</sup>。「さらに考慮されるべき点として、科学の責任ある態度として、iPS 細胞研究は、ヒト ES 細胞研究を継続する必要性を生み出した。すなわち、iPS 細胞研究が持つ共犯可能性である。なぜなら、体細胞を再プログラム化した iPS 細胞が科学的にヒト ES 細胞と同等かどうか調べるためには、ES 細胞研究が必要だからだ」<sup>12</sup>。結局以下のようなになる。iPS 細胞を有効にする研究を支持する人には**明示的に形式上の共犯性**が付随する。なぜなら彼は知りながら意図的に胚が殺されることを奨めるからである。もう胚が殺される必要がない未来への移行を促進するためにであるとしても、そうである。**直接的実質的共犯性**は、胚性幹細胞研究について不安を持っていたであろう人々をこの議論が奨励して比較上の全能性研究に協力させる程度に付随する。ヒト胚性幹細胞研究を認めなかった機関が iPS 細胞研究を支援するように促されるかぎり**間接的実質的共犯性**がある。

しかし、それでは胚を破壊する研究は倫理的に許容し得ないとして、幹細胞研究をしないとい

---

<sup>11</sup> Hyun, Insoo, *ibid.*,20.

<sup>12</sup> Mark T. Brown, *Ibid.*

うことは、与益する義務を持っている人の予防できる死亡率や罹患率で形式的に共犯であることを表現するだろう。iPS 細胞研究を共犯理論で選択する人は、明示的な形式的共犯はのがれうる。しかし暗示的形式的共犯には関与しているだろう。そのような政策は、研究が進められた場合と進められなかった場合の間のグループに重要な損害を与えることは予見可能だからである。同じ理由で実質上の共犯も付随するだろう。しかしこのことは、幹細胞研究への倫理的制限すべてが自滅的であるということの意味するのではなくて、共犯回避の政策が求められることを意味する<sup>13</sup>。

#### IV) 人間の尊厳

人間の尊厳の思想は、西洋法文化の宝石、人類の発展の成果として現代に開花した華と、賛美されている。哲学的・神学的には、キケロ、トーマス・アクイナス、ピコ・デラ・ミランドラ、あるいはカントなどが、この概念の形成に貢献した。そこにおいて人間の尊厳概念はいわば哲学的芸術作品である。しかしショーペンハウエルはそれを「講義室の外で意識した人は誰もいない」と誹謗した。19世紀の中頃に、ラサルなどにより、この概念は政治的場面に移され、形容詞の形で、「人間の尊厳に値する生」を要請するものとして労働運動の概念になった。1945年4月にサンフランシスコの国際会議ではじめて人間の尊厳概念が、人間の権利概念と共に、西側の大国に対して小国家や中国の解放を目指す闘争概念として、国際協定ではじめて承認された。同年締結した国連憲章では、「人間という種の全構成員に固有のものである尊厳」について語られている。そして署名国は「基本的人権、尊厳、人間の人格の価値の存在を信じること」と公言している。哲学的・神学的人間の尊厳概念が、人間の権利と結びつけられてはじめて世界中の政治的・法哲学史の原動力となったのである<sup>14</sup>。その後、世界各国の憲法だけでなく、ユネスコの「ヒトゲノム宣言」、「生命倫理宣言」を初め、各種ガイドライン等で、この概念が謳われるようになった。

しかし、人間の尊厳は権利と同一ではない。権利とは絶対的ではなく、他の権利と義務に対して相対的である。それに対して、尊厳は、比較衡量不可能である。だから、尊厳を尊重することは国家の義務であるけれども、人間が国家に対してこれを義務にすることを要求するはできない。だから、「尊厳を持つこと」と「権利をもつこと」は外延的に等価だが、同一ではない<sup>15</sup>。また尊厳は価値とも同一ではない。価値は、相対的であるが、尊厳は絶対的なのである。だとすると、尊厳の尊重と人間の生の質の評価の両立可能も考えられる。自発的な安楽死、着床前診断、難病の治療という高度な研究目的での胚の研究利用などが許容されるとしたら、それはこの観点から考えられることになるかもしれない。

しかし、そもそも人間はなぜ尊厳をもつのか。それに対して二通りの答えがある。一つは人間の能力の故に、もう一つは人間に天賦として与えられているとするものである。しかし、どうし

<sup>13</sup> そのような共犯性のファイアーウォールとして Brown は、Blue Ribbon Panel の設置を提案している。Cf. Mark T. Brown, *ibid.*, p18-20.

<sup>14</sup> Cf. Stepanians, Markus, *Gleiche Würde, gleiche Rechte*, in: Stoecker, Ralf (Hg.), *Menschenwürde – Annäherung an einen Begriff*, Wien, 2003, 81-101.

<sup>15</sup> Cf. Stepanians, Markus, *Ibid.*

てかということに対しては両者共に明確な答えはない。「空虚な概念」と揶揄されるわけである。人間の尊厳(Würde)は人間にとり重荷(Bürde)なのかもしれない<sup>16</sup>。

しかしここでは人間の尊厳を正面切って問題とする必要はない。幸いにも、iPS 細胞研究が登場した背景に立脚して考察すればよい。もし胚が赤ん坊や大人の人間と同じ尊厳を持たないとすれば、だれも iPS 細胞研究を行う必要はない。ES 細胞研究ができるからである。ひとが iPS 細胞研究に期待するのは、(本当はそう考えているひとは少ないのだが)胚は赤ん坊や大人と同等の尊厳や権利を持つとしているからである。だから iPS 細胞研究が胚の身分に関する倫理的問題にどんな変化をもたらしたかをここでは考えよう。なぜなら、これまでは「胚は生命の萌芽」であるとし、それに基づいて生殖細胞の作成を禁止するなどの生命政策をたててきた日本の ES 指針が、iPS 細胞研究の登場により一変したからである。そのことを以下日本の生命倫理政策をもとに検証する。

#### V) 全能性、胚の身分

Hyun は以下のように指摘している。「山中やトムソンの研究チームは、普通の皮膚細胞が多能性の初期の胚状態へバックさせうるということを示した。しかしまだ誰も正確に知らないことは、この再プログラミングの技術の限界がどこにあるかということである。もしこれが起こるとするならば、そのとき、適切な状況の下では、自分の身体の何らかの細胞が別の完全な人間存在を生じさせる生物学的な能力を持っていると主張することができる。オリジナルな人間が生きているか、死亡しているかに関わりなく」と。

全能細胞へバックさせることができるという、この問題を指摘する人は多い。J.Harris らは、非倫理的な論争を終結させる里程標、少なくとも「迂回する道」であるこの研究を以下のように危惧している<sup>17</sup>。「ヒト胚を保護しその道徳的価値を主張する人たちが、胚の身分を減じるかも知れないこの科学的進展を非常に情熱的に歓迎したということは皮肉である。胚は<価値ある未来>と呼ばれるものを経験することの利害の故に生への権利を持つと議論された。パーソンであることの潜在性の故に。しかしもし皮膚細胞あるいはそのほかの細胞が胚の状態へ再プログラミングされるならば、これらのどれもが今や *potentio* にある胚である。胚が *potentio* にあるパーソンであるのと同じ意味で。胚をその潜在性の故に価値づける人は再プログラム化可能なすべての細胞を価値づけることへの義務づけられていると十分感じるかも知れない。……(胚外の細胞膜、そして胎盤を形成する)……。細胞を再プログラミングすることにより、細胞のどれにも含まれている潜在性を解き放すことの義務があるのかどうかという問いが生じる。その結果、皮膚細胞のどれもがその価値ある未来を経験することができるのだから」。

<sup>16</sup> Cf. Neumann, Ulfrid, *Die Menschenwürde als Menschenbürde – oder wie man ein Recht gegen den Berechtigten wendet*, in: Kettner, Matthias (Hg.) *Biomedizin und Menschenwürde* (edition suhrkamp, 2268), Frankfurt am Main 2004, 42-62.

<sup>17</sup> Sarah Chan, John Harris, *Adam's fibroblast?* *Journal of Medical Ethics* 2008, 34, 64-66.

ここで問われているのは、潜在性の問題である。この問題を扱う論文として、Bernard Baertschi らの論文<sup>18</sup>が挙げられる。Baertschi らは、「道徳的身分に関するわれわれの概念への RP (reversed potency=リセットされた潜在性) の影響はそもそも何であるのか？」という問いを立てる。RP とは、再プログラム化によって証明された細胞が持つ特性のことである。全能性は一つの有機体全体、すなわち人格になる能力である。能力主義 (Capabilitism) にたつと、あらゆる体細胞が一つの人格であることになる。そしてこれまでの内在的特性 (理性、あるいは人格を所有すること) だけ問題とする標準的見解では、胚も、大人の有機体を構成しているあらゆる生きている体細胞も、共に潜在性を能力として持つことになり、同じ道徳的身分を持つことになる。

内在的特性をもっと厳密に捉えるのが、現実主義 (Actualism) や性向主義 (Dispositionalism) という立場である。この立場では以下になる。「capability は何かをすること、あるいは企てることの素質である。そして potentiality とは、何かになることの素質である。この厳密な哲学的意味では、われわれが胚は人格であることの potentiality をもつ、あるいは potential な人格であると言うとき、人格になることの capability あるいは素質をもつというのであって、真に一個の人格だということではない。」これに従えば、「全能性は有機体全体、すなわち person になる capability である。この能力が潜在性であるとき、体細胞は人格ではない。もしある環境が現在すれば人格になるだけであろう」。名目的な (nominal) capability と現実的な (real) capability の区別である。しかしこの区別は、体細胞は person ではないということへ導くのであり、胚が道徳的身分をもつということの否定にはならない。

そして、Baertschi らは、この不合理は、ある実体の道徳的身分は、もっぱらその内在的特性、顕現的、性向的特性に、依存するという見解にある、とする。それでは、この標準的な見解のどこがまずいのか？ この問いに答えるために、Baertschi らは、能力主義者が RP の問題に与える二つの答えを調べることから始める。「たとえば、子宮内に置かれること、そして全能状態に戻されること。それらの特性が道徳的身分を高める。しかし(着床前診断後)移植されないこと、実験に使用されるように当てられているようなこと(全能状態に戻された後)はそれを減じる。これらの事例から明らかのように、われわれの結論は、結局、新しくない。フェミニストたちが長い間主張してきたこと、関係的特性 (Property) に重要性が与えられるべきだということ」であるとして、以下のように言う。「あなたがあなたの能力を現すために外的サポートを必要とすればするほど、あなたの道徳的身分は低い。……明らかにこの通常の見解からの逸脱は、いくつか

<sup>18</sup> Bernard Baertschi, Alexandre Mauron, *Moral status revisited: The challenge of revised potency*, *Bioethics*, 2008, Vol. 24, 96-103.

<i>R confers personhood if R is:</i>		<i>Paradigm:</i>
Actualism	<i>exercised now</i>	activity
Dispositionalism	<i>could be exercised (again)</i>	Virtues, acquired skills
Capabilitism	<i>might be exercised (in the future)</i>	innate aptitudes

の近頃の生命倫理的論争にとって重要な結果を持つ。ES 細胞株は、人格よりはるかに低い身分を持つだろう。研究において使用される目的のために作られた胚は、不妊治療の文脈の中で作られた胚よりもより少ない身分を持つだろう。二つは同じ内在的特性を持つ。しかし後者の胚だけが、人格的未来を期待することができる。関係的特性は明らかに異なっている。iPS 細胞は低い道徳的位置を持つ。それが細胞治療のために宛てられていて、ヒトを生産するためにそれらを使用する計画がないとき」。

しかし、「研究において使用される目的のために作られた胚」とは何を意味するのだろうか。われわれは、このような目的で胚を本当に作成したりするだろうか。われわれは、むしろ逆で、胚の身分の故に、このような目的で胚を作成してはならないと考えるのではないだろうか。このような問いがごく自然に想定されるのは、むしろ iPS 細胞の故にではないのか。つまり、はじめから iPS 細胞は道徳的身分を持たないものとして、想定されたのではないのだろうか。しかし、それはヒト胚か、ヒトでない胚か、それともモノか？

B.Schöne-Seifert も、以上の見解を踏まえて、以下のように言う。「重大な根本的問い、初期胚の道徳的身分への問いにとって、iPS 細胞の使命はおそらくまったく別である。ここで洞察と首尾一貫性を求めて奮闘する人にとって、迂回の戦略は論争の終わりではありえない。——逆である。……この再プログラミング化は、また一步をさらに進めるだろう。受精卵と同じように振る舞う細胞へと。それ故に完全に初期胚のように。……なぜなら胚は新生児になる潜在性を持つ故に、胚が生まれた人間と同様の道徳的身分を持つだろうという、胚保護の中心的議論にとって何を意味するのだろうか」と問いをたて、「体細胞はどれも明らかに、それ自身で生命能力のある人間になることの潜在性を持つ細胞になることの潜在性を持つ。細胞化学仕掛けは<künstlich>であり、これに対して妊娠は<自然で>あるということは、明白である。しかしこの相違は、倫理的に多少の成果を上げることができるか？ どうして？ 潜在性議論は、すくなくとも、もはやそれだけでは十分に自律していないようにみえる」。

第一に、胚と細胞を明確に分離する必要がある。「胚は細胞の塊に過ぎないのか？」これまでではそのように問われてきた。しかしこれからは細胞も、全能性の可能性を潜在的に持つことになる。だから、細胞も尊重されなければならないのか。そうではない。なぜなら、細胞が全能性を潜在的にもつとは、素質として潜在的な能力 *Vermögen* (積極的潜在能力) を持つのではなくて、論理的に可能性として (消極的潜在能力 *Vor-Potenz*) なのである。したがって、細胞 (細胞核、生殖細胞) と胚 (接合子) は同じ身分ではない<sup>19</sup>。区別はここに求めざるをえない。

結局、以下のようにいえる。全能性の可能性を持ちうるからといって、皮膚細胞などの体細胞が胚と同じ道徳的身分をもつとはいえない。皮膚細胞と胚では潜在能力の言葉の意味が違う。しかし、体細胞から作成した全能細胞は、能力、内在的特性の上では胚と同じであるかもしれない。だとすると胚を廃棄してはならないなら、全能細胞を廃棄してはならないことになる。この場合

---

<sup>19</sup> Johann S. Ach, Bettina Schöne-Seifert und Ludwig Siep, *Totipotenz und Potenzialität*, *Jahrbuch für Wissenschaft und Ethik* 11,2006, 287.

は、Baertschi らが主張するように、関係的特性によるのではなく、内在的特性によるのである。

問題は、研究目的で胚や全能細胞を作成してよいかどうかにある。しかし前者に関してはナンセンスな問いともいえる。胚の作成とは精子と卵子からの作成である。それをしてよいとするとは、結局のところ人間が選別、改良など、何らかの意味で神を演じることに道は通じているのであり、「自然の支配」から、「生物学の支配」へ導くことになるからである。問われるべきは、後者、研究利用のために、体細胞から、全能細胞を作成する研究は許容されるか、ということである。胚を生殖目的以外では作成してはならないとするなら、やはり体細胞から全能細胞を作成してはならないということになるのではないだろうか。もしそうでないとするなら、その場合の胚と全能細胞の差異、身分の相違はどこにあるといのか。また仮に胚と全能細胞には相違があるとしても、それは胚の作成を許さないことになるだけでないのか。それにもかかわらず、iPS 細胞から ES 細胞へ移行がいつも簡単に起こるのか。それは、胚と全能細胞を同一としてみているからである。ここでも iPS 細胞研究は共犯関係を構成しているといえる。しかも、iPS 細胞研究は、直接的実質的に共犯であるといえる。

ハンス・ヨナスは、現代の分子生物学の危険性について「事後的作成」という観点で指摘している。「人間の主体に対してなされるものは実在的行為であり、その道徳性に対して、認識の関心はいかなる白紙の保証も与えない。実験の両方の種類において、代理の行為と現実の行為の間に、試みと本番の間に守るべき境界線は、研究そのものの遂行において曖昧になっている」<sup>20</sup>。

#### VI) 生殖細胞研究の門戸——不妊治療/生殖のメカニズムの究明という日本の政策

日本の「ヒト iPS 指針」には、「ヒト ES 指針」のように、当然といえば当然なのかも知れないが、「ヒトの生命の萌芽」という言葉はない。だから、ES 細胞と iPS 細胞ではどうも身分が違うのである。生命の萌芽であるヒト胚を滅して作成したものと、皮膚細胞から作成されたものでは、その由来が違うのである。だから ES 指針では、その由来に重きが置かれるのに対し、iPS 細胞ではその将来に個体もたらされる可能性を考えて適切な管理を要求するのである。そしてそれなのにその言葉も乾くまもなく、これまで ES 指針で禁止してきた精子・卵子という生殖細胞の作成が、いつも簡単にまず iPS 細胞から OK となり、そして、それは ES 細胞にも移行したのである。由来は異なるが、作成されたものは同じだというのだろうか。だとすると、なぜ ES 細胞研究をする必要があるのだろうか。ただし、それら作成された生殖細胞を用いて胚を作成しないという禁止条項が当面つけられた。何を危惧してのことなのだろうか。またヒトクローン胚は「原始線条形成まで」と条件を付けてであるが、胚研究が可能となったのである。これらの日本の生命政策について最後に考える。

以上の考察により逆説的に帰結してくることは、研究目的での全能細胞の作成が、関係的特性の故に、容認されるとするならば、生殖のメカニズムを研究するために、体細胞から精子と卵子

---

<sup>20</sup> Hans Jonas, Technik, Medizin und Ethik, Insel, 1999, S.99

を作成し、いやそれだけではなく現にある余剰の卵子、精子から、それを受精させる研究も、許容される、ということである。ところが、平成 21 年 5 月改定の「特定胚の取り扱いに関する指針」では、第 2 条で「人クローン胚」及び「動物集合胚」の作成が認められたことにより、第 5 条で「14 日まで」という取扱の制限がつけられている。これは、「原始線条を形成して臓器の分化を開始する前までは、ヒト受精胚の細胞(胚性細胞)が多分化性を有していることから、ヒト個体としての発育を開始する段階に至っていないと考えることができるが、原始線条を形成して臓器分化を開始してからは、ヒト個体としての発育を開始したものと考えることができる」、という総合科学技術会議意見に立脚している。この考えは妥当性があるのだろうか？

原始線条の形成までは、胚は**多分化性 (differentiation)** を有している、だからまだヒト個体としての発育を開始していない、というこの見解は正しいのだろうか。確かにこの 14 日、原始線条の形成までという規制は、ワーノック・レポート (1985) をほぼ踏襲するものである<sup>21</sup>。しかしその理由は異なる。ワーノック・レポートは、原始線条の形成で、**多胎性**の可能性がなくなるとした。多胎性の可能性は数的同一性の否定である。それに対し、多分化性の可能性は、身体的同一性の否定である。しかしどちらも、14 日以前の受精胚が人間であり、それが持つ尊厳という可能性を否定できてはいない。なぜなら、確かに、原始線条の形成により、私の身体が全くの可能性から現実的形態へ決定されるとしても、それは私のこの個別的身体のはじまりにすぎないからだ。そのとき、入魂したとでも考えるのだろうか。そうだとするなら、まさに、アリストテレス・スコラ説の再来、そして自然主義的誤謬の再来である。今、自然主義的誤謬については触れないとしても、身体的同一性は能力論からの批判を受けざるを得ない。身体的同一性の主張者は、さなぎ A と蝶 A は形態が異なるから、これらは別の実体だとでもいうのだろうか。可能性のときはまだ、太郎でも次郎でもなくて、「誰でも」だというのなら、逆に、身体的同一性が失われない限り、私は私であり、腐敗まで私は存続することになる。

また多胎が起こりうるという事実は、成人と、事実分割しなかった胚が数的に同一であるということは何も変えない。事実、多胎形成により生じた胚はそれが出現した胚とは数的に同一ではない。しかしこの事実は何も変えない。太郎と名付けた胚が分割しない限り、太郎のままである。太郎と名付けた胚が分割して、次郎と三郎になるのなら、その時点で太郎は消滅し、次郎と三郎が生まれるだけである。次郎という胚は、大人の次郎と同様に、生き生きとした人間の身体であり、尊厳を持つ<sup>22</sup>。

いずれにせよ、指針が示した許容条件の 14 日という制限は、身体性という内在的特性に立脚した考え方であり、これは、指針の本来の出発点である関係的特性とは異なる。これだと、能力主義からの反論にたちうちできず、また現実に適応条件をつけて許容している妊娠中絶も否定せ

---

<sup>21</sup> The Warnock Report on Human Fertilisation and Embryology, 15, 12, 1984.

<sup>22</sup> Damschen und Schönecker, *Die Würde menschlicher Embryonen*, in: Ralf Stoecker (Hrsg.) *Menschenwürde*, öbvethpt, 219.; Cf. Christian Munthe, *Divisibility and the moral Status of Embryos*, *Bioethics*, vol.15., No5/6 2001, 382-397.

ざるをえなくなる。

それでは関係的特性だけに立脚して、研究目的で作成された胚は、初めから未来の人格を期待できない故に無制限に許容とするならば、不妊治療を目的として作成された余剰の受精卵も、人格的未来を期待できるから総じて殺してはならないことになる。しかし、そうすると、ES細胞の新たな作成は認められないことになる。そうだとすると、ES細胞研究をコントロールとして必要とするiPS細胞研究は、やはり共犯者とならざるをえない。ここではiPS細胞研究は、形式上明示的に共犯であるといえる。

以上考察してきたように、iPS細胞研究に関する日本の生命倫理政策は、形式上、明示的に共犯可能性をのがれることはできないのであり、また、iPS細胞研究に従事する研究者は、形式上、暗示的に共犯可能性をのがれることはできないのであり、また実質的に間接的共犯可能性をのがれることはできないのである。結局、問題は「人間の尊厳」という概念に投げ返されるのである。

(続)